

Management Innovation Consultation

認定支援機関とは?





平成24年8月より経営革新等支援機関(=認定支援機関)の制度が設置

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。



つまり認定支援機関とは・・・

「経済産業大臣から認定を受けた中小企業支援の専門家」 なのじゃ!



認定支援機関の更新制度が開始に!

平成30年7月9日から認定支援機関の更新制度が始まりました。更新制度が始まったと同時に活動実績の見える化が行われております。すでに認定支援機関を検索するための活動状況検索システムもオープンしており、誰でも簡単に活動内容や活動実績を調べることができるようになっております。

実際にこの検索システムから新規の問い合わせ等も増加している現状です。そのため、 活動実績の見える化が今後も推進されていくと予想されますので、実績のある認定支援機関 に案件が集中する環境になっていきます。

まずは認定支援機関として実績を残していくことが重要なんだね!!





その通りじゃ!そのためには認定支援機関としてどういう支援が できるかをしっかり把握しておくことが必要になってくるぞ!!



The

どういう支援ができるか?



そもそも認定支援機関の支援内容とは・・・

認定支援機関が設立された当初は<u>補助金支援と銀行向けの事業計画書</u>策定のみだった。 しかし現在は、、



補助金申請

優遇税制 活用 優遇金利 活用 銀行向けの 計画書策定

事業承継

スモールM&A

IT活用

税制改正への対応

認定支援機関である会計事務所が 支援すべき領域は年々拡充されている!

さすが中小企業支援の専門家だね!こんなに支援する 領域って広いんだ!





そうなのじゃ! それだけ認定支援機関である会計事務所は 国からも企業からも頼りにされているということなのじゃ!

具体的な制度は?



補助金

ものづくり・商業・ サービス経営力向上支援補助金

小規模事業者持続化補助金

創業補助金

事業承継補助金

IT導入補助金

各県市町村の独自補助金

資金繰り

経営改善計画策定支援事業

経営改善サポート保証

早期経営改善計画策定支援

中小企業経営力強化資金

経営力強化保証制度

新事業活動促進資金

優遇税制

事業承継税制

所得拡大促進税制

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

中小企業経営強化税制

中小企業設備投資促進税制

先端設備等導入計画

経営力向上計画

こんなにあるんだね!

赤字と黒字で分かれているのには意味があるの? そして一番大きく書いてある経営力向上計画ってなに?





よく気づいたのう!

赤字が認定支援機関の固有業務じゃ! そして経営力向上計画というのは今、必ず抑えておきたい中小企業支援施策じゃよ!次のページで説明するぞ!



経営力向上計画とは?





経営力向上計画

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、IT を活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(経営力向上計画)について、国の認定を得ることができます。

計画認定の流れ

認定支援機関の支援を受けながら事業計画を作成

認定支援機関 (当事務所)



「経営力向上計画」

事業所管大臣



小規模事業 者等 マーケティング・財務管理 の高度化、人材育成、生産 性を向上させる設備投資 等



3~5年の事業計画を作成して認定を受けることでその期間、企業にとって様々なメリットを受ける権利を得ることができるのじゃよ。

つまり、

経営のパスポート

みたいなものじゃ!

経営のパスポートってかっこいいね! ところで様々なメリットってどんなものがあるの?







経営力向上計画のメリット

①固定資産税の軽減(3年間半減)

●H29年4月以降、地域や業種により対象設備が追加

②政府系金融機関の制度融資の活用

●日本政策金融公庫の「新事業活動促進資金」が活用可能に (設備資金の場合、通常金利からマイナス0.9%で融資を受けれる)

③補助金申請時における加点

●過去には「ものづくり補助金」や「事業承継補助金」の審査での加点項目に

4優遇税制(即時償却)の活用

•H29年4月からの「中小企業経営強化税制」の利用に必須

⑤所得拡大促進税制の上乗せ措置の活用

●税額控除15%→25% 10%の上乗せ

⑥M&A時の優遇税制の活用

◆不動産取得税・登録免許税の軽減

こんなにメリットがあるの!?そして税制にも絡んできているの!?





そうじゃ。税制にも絡んできているから、そのために経営力向上計画は とにかく抑えておきたい制度なのじゃ!!

認定支援機関業務を "いま"推進すべき理由





経営力向上計画のみならず認定支援機関業務を 推進すべき理由をいくつか教えよう



優遇税制の活用漏れによるクレーム防止

経営強化税制・固定資産税軽減・所得拡大促進税制などの認定支援機関業務は 税制にも関わってきている。企業の機会損失を防ぐためにも 常に最新情報をキャッチし対応できるように準備をしておく必要がある。



認定支援機関の更新制度の導入と「見える化」の動き

活動実績が見える化されていくにつれて、認定支援機関を質で選ぶ企業が増えてくる。そのため、認定支援機関として活動し、実績を残していくことが非常に重要である。



未だ認定企業数の少ない「経営力向上計画」の活用

認定企業数65,966社(※中小企業全体の1.7%)

経営力向上計画は中小企業にメリットがある&実務内容が他の制度よりも比較的ライト という理由から実績を残すという点で推奨。

> つまり、他の認定支援機関に顧問先が 流れないようにしないといけないっていうことだね





認定支援機関業務による効果

■会計事務所のメリット

- > 会計事務所としてのブランディング (差別化)
- → 税務(会計)顧問に頼らない事務所としての収益モデル
- > 顧問先の顧客満足度の向上と機会損失の防止

今回のことでいろいろと勉強になったよ。今日はありがとう! 認定支援機関としてもっと推進していきたいな!





そう思ってくれたら、わしも教えた甲斐があるもんじゃ! これから認定支援機関業務を推進していくのであれば 「最新情報」・「実務のノウハウ」・「事業展開の仕方」

ただ 一 ↓ でやっていくに 中白信ないなち

を習得することが必要になってくるぞ



ただ、一人でやっていくには自信ないなあ。 相談に乗ってくれるところとかってないのかなあ。



そうじゃのう。それであれば経営革新等支援機関推進協議会に 相談してみるのはどうじゃ?

> そんな会があるんだね!一度、問い合わせしてみるよ! ありがとう!博士!





経営革新等支援機関推進協議会 の支援内容



認定支援機関

認定支援機関として必要な情報収集 申請書作成等の実務面までトータルサポート

システム提供

財務支援/事業承継/M&A/相続対策 全ての領域に横断したシステムを無料開放

税制改正

認定支援機関以外のあらゆる新税制を研究 毎年の税制改正のポイントを無償提供

各種サポート

IT支援・M&A・財務・各種税制 提携する専門家による安心のサポート体制

問い合わせ先



3: 0120-917-145

【経営革新等支援機関推進協議会とは】

認定支援機関である会計事務所のサポートをし、現在550を超える会計事務所に ご参画いただいております。サービスの詳細は付属のパンフレットをご確認ください。

個別相談は当協議会のホームページからも受付しております



【個別相談窓口】



URL: http://www.ninteishienkikansuishinkyougikai.com/

皆様からのご質問やご相談お待ちしております。 お気軽にご連絡ください。